

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 14 日現在

機関番号：32687

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730075

研究課題名(和文)ドラッグ・コート政策の意義と諸問題～日本におけるハーム・リダクションのあり方～

研究課題名(英文)The Issues of Drug Court: What is Harm-Reduction in JAPAN

研究代表者

丸山 泰弘 (MARUYAMA, Yasuhiro)

立正大学・法学部・講師

研究者番号：60586189

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：報告者は、2011年から2013年まで連続し全米ドラッグ・コート専門家会議(National Association of Drug Court Professionals: NADCP)に参加し、アメリカ合衆国の薬物政策の中心となっているドラッグ・コート制度についての調査を行った。いくつかドラッグ・コートを調査訪問し各州で異なるドラッグ・コート制度の長短所について考察を行った。とくに、刑事司法の枠内で行う薬物依存の治療をどのように位置づけるかを考えることが、今の日本の薬物政策にとって重要であると考えられる。

以上によって得られたものからの業績については、下記「業績」欄を参照いただきたい。

研究成果の概要(英文)：In Japan, there was no treatment programs for drug addicts in the criminal justice system until the past a few years. According to recent public opinion poll on drug problems, most people think that illegal drug users should not be treated, but punished. However, new types of systems that are more curative for drug addicts has increased and been put into practice recently, for example, compulsory and coerced drug tests are used in criminal practices, and prisoner have to join some group meetings which are operating in prisons. The trend of drug treatments in the criminal justice system is on the way to be come more compulsory if the treatments have effective results. However, I think that the prisoners with ad dictions should have a choice whether to be treated or not.

In this research, I visited some Drug Courts and Joined Conference of National Association of Drug Court Professionals from 2011 to 2013. Then I achieve important results in a number of areas.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：刑事法

キーワード：ドラッグ・コート 薬物政策 ハーム・リダクション 治療的司法 犯罪学 刑事政策

1. 研究開始当初の背景

(1)【**薬物対策の現状**】 日本では、薬物乱用防止五か年戦略(旧戦略)が1998年に策定されて以来、2003年には新薬物乱用防止五か年戦略(新戦略)が、2008年には第三次薬物乱用防止五か年戦略(三次戦略)がそれぞれ策定されている。いずれの戦略においても、違法薬物の供給側と需要側への取組みを分け、徹底した取締りを強化することが掲げられ行動に移されているが、**薬物依存症という病気をケアするという姿勢を見ることは困難であった**。併せて、世界的に薬物使用からの離脱の手段として、その効果が期待されている回復者自身が行う治療共同体や自助グループなどの活動とそのサポート体制も不十分なままである。さらに、日本では福祉的な援助の側面も圧倒的に不足している状態にあるといえる。

そのような問題点が指摘される中、三次戦略では、これまでの戦略よりも、再乱用防止に向けた医療的・福祉的な薬物依存症対策を掲げている(石塚伸一=丸山泰弘)。さらに2010年には、内閣府より薬物乱用防止戦略の加速化プランが示され、より**一層の早期に介入された司法・医療・福祉のバランスが取れた薬物政策**が目指されることとなったが、法的基盤はもちろん、社会的基盤とそれらを刑事司法制度の中に組み入れることで生じる諸問題については未検討であった。

(2)【**ドラッグ・コート政策の意義**】 アメリカでは薬物専門裁判所(ドラッグ・コート)が存在し、司法・医療・福祉のつながりにおいて一つのあり方が示されている(石塚伸一、小沼杏坪〔翻訳〕丸山泰弘など)。ドラッグ・コート制度は、瞬く間に全米に広がり、その効果に関する研究や、コストに関する研究などを含めた一大ムーブメントを巻き起こした(Peggy Ful ton Hora)。ドラッグ・コート政策の意義は、**従来の伝統的な刑事司**

法では、薬物依存症という薬物犯罪の原因となる社会的問題の解決にはつながらず、むしろ社会から隔離をもたらすことで、それら問題性を深め、薬物使用が繰り返されることへの反省点から始まっているところにある。そして、**社会的資源として治療共同体や自助グループと協同で社会的問題の解決に司法が関わる**ことにある。

(3)【**ドラッグ・コート政策の問題点**】 ドラッグ・コート政策において用いられる「**治療的司法**」という理念は、司法が社会的問題解決の一道具としての役割を担い、法的効果の良い面と悪い面の効果をより効率的に利用すべきとする点で注目がなされる(David B. Wexler)。刑事司法過程の中で行われる「社会的問題の治療」の賛否については、争いがあるが、専門的な裁判が開始される際に「同意」が採られることで、従来の医療モデルへの批判を避けると考えられている。しかし、はたして、**間接強制の問題は生じないのか**、社会的資源が刑事司法に含まれることで、**従来の役目とは違う問題が生じないのか**は、いまだ十分な検討がなされてはいない。そのため、主にドラッグ・コート制度を中心に今後の薬物政策のあり方と検討する必要があった。

2. 研究の目的

(1) 報告者は、これまで、アメリカのドラッグ・コートを調査研究し、日本への導入の可能性を検討した石塚伸一(龍谷大学)の研究班に参加し、石塚伸一編著『日本版ドラッグ・コート～処罰から治療へ～』(日本評論社、2007年)にて、成果発表をした。これにより、日本でも「ドラッグ・コート」が、少なくとも専門家の間では注目を集めるようになり、より具体的な制度提案を望む声が大きくなった。さらに、石塚が研究代表を務める平成21年度～23年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「薬物依存症者回復のための総

合的研究～ドラッグ・コート導入のアクションプラン～」にも、研究分担者として参加し、実現のための社会的資源として人材養成の行動計画に関与した。

また、応募者の博士号学位取得論文である「刑事司法過程における薬物依存治療プログラムの意義～『回復』をめぐる権利と義務～」においても、ドラッグ・コート政策における薬物政策を検討した。そこでは、ドラッグ・コート制度への検討が不十分なままであり、その諸問題も指摘したにとどまっている。上記のように国際的なハームリダクション政策への関心の中で、ドラッグ・コート政策の位置づけが未検討となっていた。

(2) 本研究では、まず “War on Drugs”政策における薬物政策と社会的資源(自助グループや、治療共同体など)の誕生と発展を調査し、オバマ政権交代後の“War on Drugs”政策終焉以降のアメリカにおける薬物政策とドラッグ・コート、そして治療的司法の役割の変化を検討することを第一目標とした。そして、国際的なハームリダクション政策との関係の中で日本の薬物政策、とくに社会的資源の役割と諸問題について検討することが第二目標であった。

3. 研究の方法

研究の方法としては、主に全米ドラッグ・コート会議に出席すること、また各地のドラッグ・コートでインタビュー調査を行うことを中心に以下の計画で行った。

【平成 23 年度】

- (1) 全米ドラッグ・コート専門家会議 (NADCP) への参加・情報収集。
- (2) アメリカのドラッグ・コートの実践と回復支援のための人材育成システムに関する情報収集を行う。
- (3) 日本の回復支援団体と人材育成システムに関する情報収集を行う。
- (4) ダルク以外の日本国内で実施されてい

る多様な薬物依存症治療プログラムの調査を行う。【国立精神・神経センターなど】

(5) その他、成果報告や研修参加を行う。

【学会報告など】

【平成 24 年度】

- (1) 全米ドラッグ・コート専門家会議 (NADCP) への参加・情報収集。
- (2) アメリカのドラッグ・コートの実践と回復支援のための人材育成システムに関する情報収集を行う。
- (3) 日本の回復支援団体と人材育成システムに関する情報収集を行う。
- (4) ダルク以外の日本国内で実施されている多様な薬物依存症治療プログラムの調査を行う。

(5) その他、成果報告や研修参加を行う。

【学会報告など】

【平成 25 年度】

- (1) 全米ドラッグ・コート専門家会議 (NADCP) への参加・情報収集。
- (2) アメリカのドラッグ・コートの実践と回復支援のための人材育成システムに関する情報収集を行う。
- (3) アジアにおけるハームリダクション政策と社会的資源に関する調査。
- (4) 日本の回復支援団体と人材育成システムに関する情報収集を行う。
- (5) ダルク以外の日本国内で実施されている多様な薬物依存症治療プログラムの調査を行う。

(6) その他、成果報告や研修参加を行う。

【学会報告など】

4. 研究成果

(1) アメリカでの調査について

上記の第一目標となるアメリカの薬物政策の調査は、アメリカでの現地調査が主となる。そのため、毎年 6 月～7 月に開催される 全米ドラッグ・コート専門家会議 (NADCP)

に参加し、現場レベルおよび政策レベルでの現状把握と情報収集を行った(2011~2013年を連続して参加)。

さらに、2012年に世界で初めてドラッグ・コートを開設したフロリダ州マイアミ市デイド郡のドラッグ・コートに調査訪問した。また、2013年には、カリフォルニア州サンフランシスコ市およびニューヨーク州バッファロー市を訪れ、いずれもドラッグ・コートを傍聴し、裁判官をはじめスタッフに調査を行っていた。現在でも、彼らとは連絡を取り合うことが可能であり、今後の調査依頼も可能な状態である。

さらに、上記のドラッグ・コートを調査訪問する際に、社会的資源としての回復支援団体にも上記訪米中に調査を行った。これらは、ドラッグ・コート制度の受け皿となる非常に重要な存在であることが確認できた。

(2) 日本国内での調査について

日本の薬物依存症回復支援団体として主要なものにダルクがある。現在では、全国で70以上のダルクが存在し、薬物使用の経験があるリカバード・スタッフ(回復支援者)が自らの経験を活かし、薬物の問題を抱えている利用者の支援を行っている。全国にあるダルクは、同じ「ダルク」という名称であってもその組織運営や特色が異なる。そのため、応募者が知る限りでも、京都ダルクはスタッフを8名以上抱える大きな団体(全国的には4名程度のスタッフかそれ以下が平均である)としての特色をもち、三重ダルクは初期の薬物使用に至るまでの嗜癖問題の解決に特化したプログラムを行う特色をもち、茨城ダルクは、アメリカを中心に効果が期待されている治療共同体としての活動に特化した特色をもち、さらに、沖縄ダルクは、卒業者が全国の施設長として、活躍することが他のダルクに比べて多いという特色をもち、このように、それぞれに異なる特色がある。本研究では、ここに挙げたダルクを中心に国内調査を行う予定であった。しかし、報告者は、京都および埼玉等のダルクに伺うことができたが、すべてのダルクを調査訪問することができなかった。

(3) その他

次なる課題としては、ヨーロッパ型のハーム・リダクション政策をどのような位置づけ

として考えるのか、また、薬物使用犯罪についての刑の一部執行猶予制度が始まる日本において、どのような薬物政策が望ましいのかを継続して検討する必要があると思われる。

研究成果としての業績は以下を参照されたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4件)

丸山 泰弘、薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予制度～刑の個別化と一部猶予～、立正法学、査読無、46巻1・2合併号、2013、87～119

丸山 泰弘、『刑事司法』と『福祉』の連携について～薬物政策の視点から～、罪と罰、査読無、50巻4号、2013、114～127

丸山 泰弘、日本の薬物問題の現在～刑事司法における直接強制および間接強制による薬物プログラム～、矯正講座第、査読無、32号、2012、69～71

Yasuhiro MARUYAMA “Contemporary Japanese Drug Policy: Compulsory and Coerced Treatment for Drug Addicts in Criminal Justice System”Kyosei Koza No.32, 2012, 171-177

[学会発表](計 7件)

丸山 泰弘「アメリカ薬物政策の動向～ドラッグ・コート派 VS 非刑罰化派～」第40回日本犯罪社会学会(北海学園大学)、2013年10月5日。

丸山 泰弘「問題解決型裁判所における専門職」第14回日本司法福祉学会(日本福祉大学)、2013年8月4日。

丸山 泰弘「制度導入と薬物事犯者」第39回日本犯罪社会学会(一橋大学)、2012年10月27日。

Yasuhiro MARUYAMA, “Japanese Drug Policy: Compulsory and Coerced Treatment for Drug Addicts in Criminal Justice System”, Asian Criminological Society 4th Annual Conference(Korea), 22nd August 2012.

丸山 泰弘「『司法』がかかわることで『福祉』の分野の何が変わったか」第13回日本司法福祉学会(東洋大学)、2012年8月5日。

丸山 泰弘「当事者と非当事者がともに活

動することの意義～刑事司法の視点から
～」第 38 回日本犯罪社会学会（立命館大
学）、2011 年 10 月 22 日。

Yasuhiro MARUYAMA, “Contemporary
Japanese Drug Policy: Compulsory and
Coerced Treatment for Drug Addicts in
Criminal Justice System”, 16th World
Congress of the International Society of
Criminology(Kobe), 7th August, 2011.

〔図書〕(計 4 件)

丸山 泰弘、他、有斐閣、犯罪と非行の社
会学、2014、51～70 頁担当

丸山 泰弘、他、日本評論社、薬物政策の
新たなる挑戦～日本版ドラッグ・コートを
越えて～、2013、131～155 頁担当

丸山 泰弘、他、ミネルヴァ書房、司法福
祉を学ぶ～総合的支援による人間回復へ
の途～、2013、131～135・178～182 頁担当

丸山 泰弘、他、現代人文社、非拘禁的措
置と社会内処遇の課題と展望、2012、263
～282 頁担当

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
該当なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸山 泰弘 (MARUYAMA, Yasuhiro)

立正大学・法学部・専任講師

研究者番号：60586189

(2) 研究分担者

該当なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

該当なし ()

研究者番号：